



平成 24 年 4 月 21 日

文部科学省
初等中等教育局
特別支援教育課長 千原 由幸 様

リハビリテーション三協会協議会
公益社団法人 日本理学療法士協会
会長 半田 一 登
一般社団法人 日本作業療法士協会
代表理事 中村 春 基
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
会長 深浦 順 一

特別支援教育に関する要望

日頃より、リハビリテーション専門職の活動にご理解・ご協力いただき、心より感謝申し上げます。
このたび表題の件につきまして、リハビリテーション三協会協議会の意見を取りまとめました。
つきましては、下記の事項についてご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 特別支援学校および教育センターにおける専門職の配置について
2. 改正障害者基本法を踏まえた体制整備について
3. 高等学校における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実に向けて
4. インクルーシブ教育システム構築に向けて



1. 特別支援学校および教育センターにおける専門職の配置について

- (1) 障害の重度・重複化に伴い特別支援学校においては、センター的機能の更なる充実の為に、巡回相談員・専門家チームとして関わりの実績がある理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、リハビリテーション専門職）を採用していただきたい。
- (2) 発達障害や難聴、構音障害、吃音、摂食・嚥下障害等のある児童・生徒に対する自立活動において、専門的な見地からの訓練指導を行うことは重要であり、外部専門家としてのさらなる活用もお願いしたい。

2. 改正障害者基本法を踏まえた体制整備について

- (1) 医学・医療の進歩により様々な障害が早期に発見されるようになり、障害のある乳幼児に対する早期からの療育訓練は必須である。特別支援学校の乳幼児教育相談においては、以前より早期からの教育支援がなされているが、早期支援の更なる充実のためには、教育と療育の見地を融合させ、乳幼児と保護者への早期からの効果的な介入を図ることが重要である。早期教育相談において、リハビリテーション専門職を活用していただきたい。
- (2) 小・中学校の特別支援学級・通級指導教室については、身体障害・生活機能障害・難聴・構音障害・摂食・嚥下障害等のある児童・生徒に対する自立活動において、専門的な見地からの訓練指導を行うことは重要である。自立活動指導の充実を図るため、リハビリテーション専門職を活用した指導の在り方についての研究推進をお願いしたい。そして、個別の教育支援計画の作成時だけでなく、児童・生徒の状態変化に応じた対応が取れるよう巡回相談活用の拡大等を要望する。

3. 高等学校における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実に向けて

発達障害のある生徒の職業教育や進路指導の充実のために、ソーシャルスキル・就労支援に必要な職業適性・職場環境等の支援技術を持っているリハビリテーション専門職の活用を要望する。

4. インクルーシブ教育システム構築に向けて

教職員の専門性向上のための方策として、特別支援教育に関わっているリハビリテーション専門職の有効な活用をしていただきたい。

以上

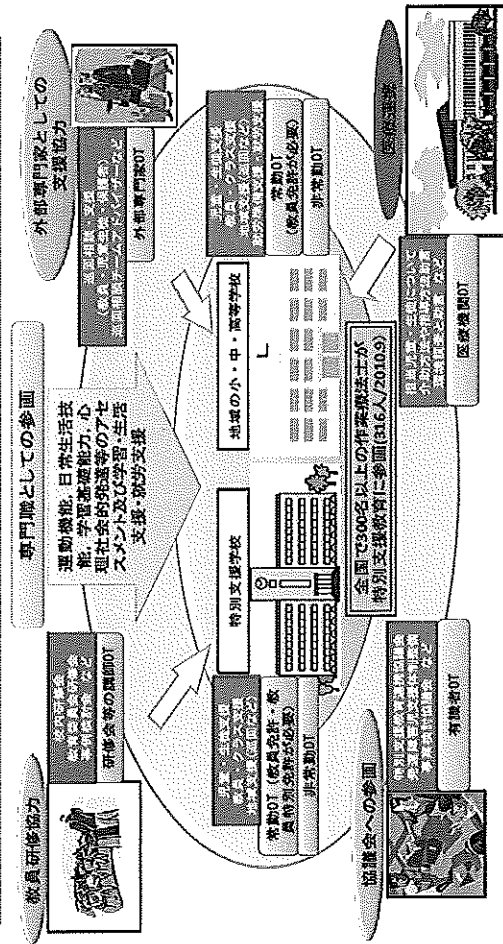
特別支援教育に関する要望 【資料】

リハビリテーション三協会協議会

- 公益社団法人 日本理学療法士協会
- 一般社団法人 日本作業療法士協会
- 一般社団法人 日本言語聴覚士協会

特別支援学校および教育センターにおける専門職の配置について 【資料1】

特別支援教育に関わる作業療法士(OT)の参画モデル



参考:文部科学省「PT,OT,ST等の外部専門家を活用した支援方法等の改善に関する取組的調査」(2010年度中間報告書及び最終レポート) 55頁中丸部注
日本作業療法士協会作業療法士システム(平成22年01)

写

Contents

- ①特別支援学校および教育センターにおける専門職の配置について
【資料1】
- ②改正障害者基本法を踏まえた体制整備について
【資料2】
- ③高等学校における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実に向けて
【資料3】
- ④インクルーシブ教育システム構築に向けて
【資料4】
- ⑤まとめ

表1、発達障害児に関わる作業療法士の参画領域及び参画人数

注:各県管理システムの個人データで項目で都道府県・市区町村の特別支援教育事業に参画している人
注:各県管理システムの個人データで項目で都道府県・市区町村の特別支援学校に参画している人

参画領域	特別支援学校	特別支援センター(注1)	特別支援教育の参画人数	参画人数
北海道	1	10	24	10
青森県	1	1	1	1
岩手県	1	1	1	1
宮城県	1	1	1	1
秋田県	1	1	1	1
山形県	1	1	1	1
福島県	1	1	1	1
茨城県	1	1	1	1
栃木県	1	1	1	1
群馬県	1	1	1	1
埼玉県	1	1	1	1
千葉県	1	1	1	1
東京都	1	1	1	1
神奈川県	1	1	1	1
新潟県	1	1	1	1
富山県	1	1	1	1
石川県	1	1	1	1
福井県	1	1	1	1
山梨県	1	1	1	1
長野県	1	1	1	1
岐阜県	1	1	1	1
静岡県	1	1	1	1
愛知県	1	1	1	1
三重県	1	1	1	1
滋賀県	1	1	1	1
京都府	1	1	1	1
大阪府	1	1	1	1
兵庫県	1	1	1	1
奈良県	1	1	1	1
和歌山県	1	1	1	1
徳島県	1	1	1	1
香川県	1	1	1	1
愛媛県	1	1	1	1
高知県	1	1	1	1
福岡県	1	1	1	1
佐賀県	1	1	1	1
大分県	1	1	1	1
熊本県	1	1	1	1
鹿児島県	1	1	1	1
沖縄県	1	1	1	1
合計	35	16	9	26
資料1	1	1	1	1
資料2	1	1	1	1
資料3	1	1	1	1
資料4	1	1	1	1
合計	89	1	1	1

【事例1】特別支援学校の常勤OTによる校内支援および地域支援例(神奈川県)

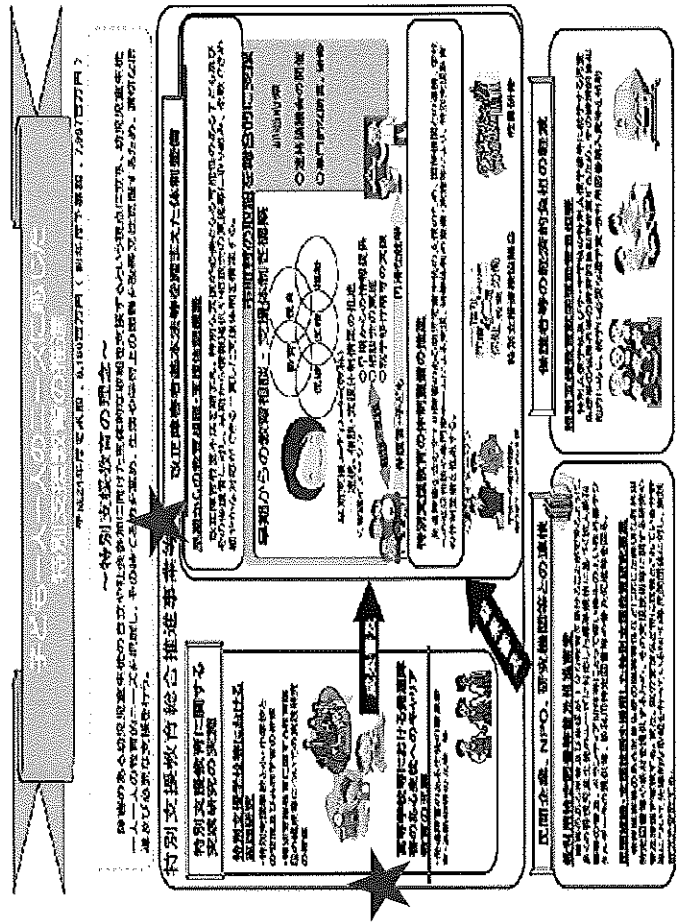
- ①経緯(背景): 子どもたちの多様な教育的ニーズに対応するため、平成20年度より、理学療法士(以下PT)、OT、言語聴覚士(以下ST)、臨床心理士(以下心理)の4職種を自立活動教諭(専門職)として県立特別支援学校へ配置するため、常勤として採用された。県立特別支援学校を6ブロックに分け、各ブロックに4職種を配置し、ブロック内で4職種が相互に支援しあえるシステム作りを進めている。
- ②配属状況: 平成21年度は、OT4名、PT3名、ST2名、心理3名が採用されており、平成22年度現在、OTは7名の採用となっている。
- ③業務内容:
- i) 校内支援
 - *教職員チームの一員として個別教育計画の作成
 - *児童・生徒の指導にあたる教員への協力・助言
 - *校内研修会の講師
 - *ケース会議への参加
 - ii) 地域支援
 - *地域支援担当者とのチームによる巡回相談の実施
 - *地域の教員・保護者が来校する来校相談の実施
 - *地域の教員・保護者に対する研修会の実施
 - *ケース会議への参加
- *保護者の相談への対応
*他の特別支援学校への相談・支援

【事例3】特別支援学校における非常勤OTの校内支援例(広島県)

- ①経緯(背景): 広島県では平成17年度から広島県障害児教育ビジョン推進事業(現特別支援教育ビジョン推進事業)により、すべての県立養護学校に非常勤OTを配置した。特別非常勤講師として県教育委員会と広島市教育委員会との年契約である。有給休暇は勤務日数に応じて取得可能である。
- ②配属状況: 県内特別支援学校23校に肢体不自由、知的障害、聴覚障害のある療育手帳を持っている児童生徒を対象に関与している。支援頻度は月1回～週3日または4日とさまざま、学校ごと、年度ごとに異なる。
- ③業務内容:
- i) 対象は療育手帳、身障手帳を持つ児童/生徒一人一人に対して年1時間×3回の支援を行う。
 - ii) 授業参観と書面により教員にOTの立場から介入方法の助言をする。児童生徒への評価や指導を行う場合もある。

【事例2】市町村職員OTによる外部専門家としての支援、教員研修、医療連携協力の例(京都府京丹波町)

- ①経緯(背景): 京丹波町子育て支援課・常勤職員として関与している。
- ②学校支援の状況: 町教育委員会より依頼を受け、巡回相談を月1回程度行っている。
- ③学校支援関連業務内容及び平成21年度実績:
- 訪問学校数は、昨年度の実績で6校(公立小学校5校、公立中学校1校、幼稚園は月1～2回の訪問)。対象児の人数は各訪問1、2名である。
 - 訪問内容の割合はケース個別相談50%、事例検討会30%、クラス運営のコンサルテーション10%等である。
 - 1回あたりの訪問時間はさまざまであるが、授業参観+懇談で合計2時間、もしくは授業参観と懇談を別の日に行いそれぞれ1時間程度である。
 - PTA勉強会1回。
 - 町教育委員会より受けて就学指導委員会(会議)に出席する。就学前の子どももに関して各保育園・幼稚園からあがってくる情報と子育て支援課発達支援事業により保持する情報をもとに、就学指導委員会に意見を言う。
 - 全体会議が年2回、部会が3回、訪問が2回である。
 - ④課題: 行政職として特別支援教育の側面だけでなく、子ども成長をライフステージに応じて支援しているもの、就学先への情報提供や支援に関するアドバイス等の引継ぎがまだ十分に確立されていない。町民への発達支援に関する広報の必要性を強く感じる。



【事例4】地域の小学校(通級指導教室)での常勤OTによる教員としての関与例(京都府亀岡市)

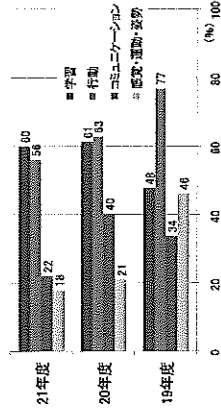
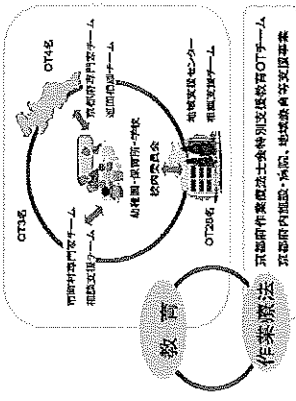
- ①経緯(背景): 関与のきっかけは、大学院研究の臨床現場として同校が対象校であった。その後、管理職の援助で特別免許により勤務開始となった。現在は小学校助教諭免許が発行(いずれ教員免許取得する約束)されている。
- ②配属状況: 亀岡市立千代川小学校ことばの教室(通級指導教室)でワークスを担当している。
- ③業務内容:
 - 子どもに対する直接支援(通級指導教室、学級担当)
 - 通級指導担当教員と通級担当児童を分ける際、感覚運動面での困難さをもつ児童はOTが担当できるよう教員と役割分担したり、グループ(教員2対児童複数)で担当するようにしている。
 - 教員、保護者へのアドバイス
 - 友達や教員と支援を必要とする子どもをつなぐこと
 - 発達検査
 - 発達検査センターとの連携(学校在籍児の担当医面談等)
 - スイング等の遊具や特殊な機械を用いた療育や授業管理は医療機関で、日常生活の中でできる支援や学校でできる発達検査(WISC、新版K-ABC、視知覚検査等)、柔の効き具合の把握は学校にいるOTが担当する等、医療現場との役割分担を明確にしている。
- ④課題:
 - 教科指導をしなければならぬため、授業研究が大変である。OTに何ができるかを周囲の人に理解してもらい、相談、活用してもらえぬまでに時間がかかる。
 - OT免許だけでは地域の学校に常勤では入れないため、通信制の大学で教員免許を取得途中だが、学校業務だけで忙しく、教員免許取得に対して時間とエネルギーを費やすことが難しい。OT免許で地域の学校にも常勤で関与できるように法や制度が早急に行えることを願っている。

要望: 特別支援学校および教育センターにおけるリハビリテーション専門職の配置について

- (1) 障害の重度・重複化に伴い特別支援学校においては、センター的機能の更なる充実の為に、巡回相談員・専門家チームとして関わりの実績がある理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の採用していただきたい。
- (その際には、小児領域の臨床経験5年以上の条件が必要。)
- (2) 発達障害や難聴・構音障害、吃音、摂食・嚥下障害等のある児童・生徒に対する自立活動において、専門的な見地からの訓練指導を行うことは重要であり、外部専門家としてのさらなる活用もお願いしたい。

【事例5】県士会組織による外部専門家としての無償支援の例(京都府作業療法士会)

- 平成20年度からOTの活動が認められ、京都府立の12校すべての特別支援学校巡回相談員チーム(京都府教育委員会巡回相談事業を担当)に、OTが2~3名ずつ委嘱された。平成22年度現在、OTはすべての特別支援学校(地域支援センター)巡回相談チームの他、京都府教育委員会の専門家チーム・巡回相談員、市町村(一部の地域)の専門家チーム・巡回相談員にもOTが委嘱されている。また、教育委員会を過ぎなくとも、OTチームに直接依頼をし、OT単独の学校訪問を受けることもできる。
- 平成21年度の学校訪問の割合は、教育委員会による学校訪問が全体の半数(OTチームへの直接依頼47件、巡回相談チームからの依頼35件)を占めるようになってきた。



【資料2】改正障害者基本法を踏まえた体制整備について

- 要望: 特別支援学校の乳幼児教育相談においては、以前より早期からの教育支援がなされているが、早期支援の更なる充実のためには、教育と療育の見地を融合させ、乳幼児と保護者への早期からの効果的な介入を図ることが重要である。早期教育相談において、リハビリテーション専門職を活用していただきたい。
- 要望: 小・中学校の特別支援学級・通級指導教室については、身体障害・生活機能障害・難聴・構音障害・摂食・嚥下障害等のある児童・生徒に対する自立活動において、専門的な見地からの訓練指導を行うことは重要である。自立活動指導の充実を図るため、リハビリテーション専門職を活用した指導の在り方についての研究推進をお願いしたい。そして、個別的教育支援計画の作成時だけでなく、児童・生徒の状態変化に応じた対応が取れるよう巡回相談活用の拡大等を要望する。

【資料3】高等学校における発達障害のある生徒への
キャリア教育の充実に向けて

- 要望：発達障害のある生徒の職業教育や進路指導の充実のために、ソーシャルスキル・就労支援に必要な職業適性・職場環境等の支援技術を持っている理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の活用を要望する。

【資料4】

インクルーシブ教育システム構築に向けて

- 概要：改正障害者基本法（平成23年8月5日公布・施行）等を踏まえ、早期からの教育支援
- 就学相談体制の構築・支援、発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実、障害のある児童生徒等の保護者等への経済的負担の軽減、拡大教科書等の普及促進等により、インクルーシブ教育システム構築に向けて早期から就労期まで一貫した取組を推進する

中央教育審議会初等中等教育分科会
特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第15回）
配布資料（抜粋） （平成24年2月13日開催）

教職員の確保及び専門性の向上についての論点
特別支援教育の専門性について

高発生頻度障害（発達障害等発生頻度が非常に高い障害）は基本情報として全ての教員が有し、低発生頻度障害（視覚障害、聴覚障害、重度・重複等）は担当教員が専門性を高める、という形で分けて専門性を向上させていくべきかどうか。

(6) 特別支援教育支援員

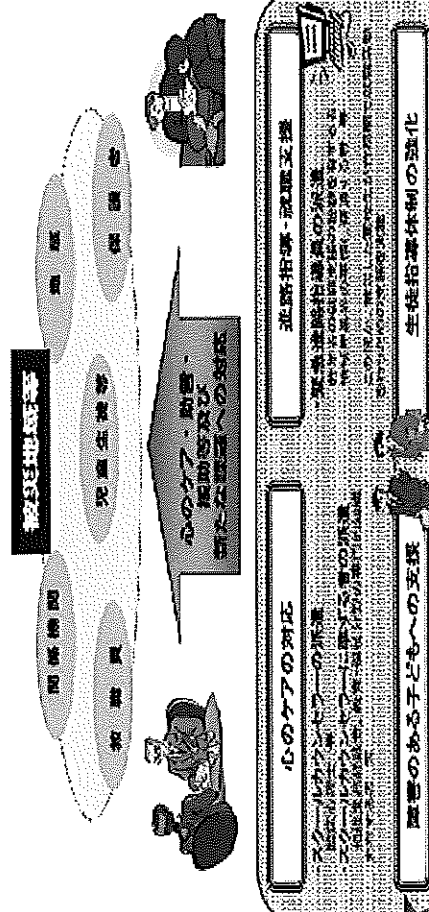
○特別支援教育支援員等の一層活用を図るため、どのような研修を実施していくべきか。

(8) 学校外の専門家、親の会、NPO、学校支援ボランティア等との連携

○外部専門家や関係団体等とどのように連携することが適当か。

県立スクールカウンセラー等派遣事業

東日本大震災により被災した幼児児童生徒、教職員等の心のケアや、教職員、保護者等へのケア、特別支援教育の推進支援、特別支援教育の推進支援等種々な課題に対応する必要がある。平成23年度補正予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する事業を創設した。被災地の自治体からは平成23年度以降に限りについても引き継ぎを支援を要望されている。このことから、被災した幼児児童生徒、教職員等に対する切れ目のない心のケアや必要に応じた支援を実施するため、所管の教育委員会等に、



要望：インクルーシブ教育システム構築に向けて

スクールカウンセラー等派遣事業においても障害のある子どもへの支援に外部専門家としての関与実績もあり被災地域だけでなく全国的にも有効な活用をしていただきたい。

・教職員の専門性向上のための方策として、特別支援教育に関わっている理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の有効な活用をしていただきたい。

⑤まとめ

写

- ・今回、日本理学療法士協会・日本作業療法士協会・日本語聴覚士協会は、リハビリテーション三協会協議会として要望をまとめさせていただきます。
- ・内容は、「特別支援学校および教育センターにおける専門職の配置について」等である。
- ・今後、さらに特別支援学校・教育センター等とリハビリテーション専門職の連携を密接にすることが急務である。
- ・是非とも宜しくお願いしたい。